解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

島根県浜田市金城町久佐イ一三九〇番地八

株式会社かなぎ

代表清算人　大田　藤隆

解散公告

当社は、平成二十四年三月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

島根県出雲市大津町二八三番地二

有限会社三和商会

清算人　渡部　壽志

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

広島市南区段原四丁目二番三号

エーティーカンパニー株式会社

代表清算人　香取　周次

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

香川県高松市伏石町一〇一九番地

有限会社サンクリーン西岡

清算人　西岡光公子

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

長崎市田中町一〇二七番地四二

長崎宇部生コン株式会社

代表清算人　甲藤　雅臣

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

熊本市東区若葉一丁目三七番一八号

有限会社フレッシュギャル藤

清算人　藤田　孝治

解散公告

当社は、平成二十四年三月二十一日開催の株主総会の決議により平成二十四年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

宮崎県宮崎市学園木花台西一丁目一番地

株式会社みやざきＴＬＯ

代表清算人　堀井洋一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月二十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

札幌市中央区北五条西六丁目一番二三

社団法人北海道雇用開発協会

清算人　尾山　一夫

（連絡先札幌市西区西野七条八丁目一一―一六―Ⅱ―二〇一）

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十月一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

青森県八戸市長根一丁目二番八号

社団法人三八教育会館

代表清算人　中道　博章

解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為で定めた存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

山形市松波四丁目一番一五号

財団法人山形県市町村自治協会

代表清算人　土田　正剛

解散公告（第一回）

当社は、昭和四十六年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散したところ、残余財産の清算のため、平成二十四年三月二十一日、東京地方裁判所（平成二十四年（ヒ）第八十八号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

東京都品川区東大井一丁目二一番六号

斎藤油業株式会社

清算人弁護士　倉橋　博文

連絡先　東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階Ｌ

Ｍ法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

東京都港区芝五丁目三二番一一号

財団法人全国安全会議

清算人　椎谷　正

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為第四十一条の規定により、平成二十四年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

川崎市高津区新作一丁目一九番一号

財団法人川崎市指定都市記念事業公社

代表清算人　鈴木　基允

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月七日開催の会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

岐阜県岐阜市則武一八一二

特定非営利活動法人みんねが

代表清算人　増田　雅美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月十三日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

愛知県豊橋市旭本町五一番地

社団法人東三土木工業会

清算人　鈴木　康正

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

大阪市中央区瓦町二丁目六番六号

特定非営利活動法人顧客満足指標研究会

代表清算人　矢野　昌則